

千葉市年金等調査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年金等調査事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び要保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施要領に規定する被支援者及び要支援者（以下「被保護者等」という。）を対象者とする年金受給資格等について、年金等調査専門員（以下「専門員」という。）が、地区担当員等と連携し、支援を行うことによって、当該被保護者等の自立を助長すること及び生活保護の適正実施を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、新規ケースとは、新たに生活保護を受給する者をいう。

2 この要綱において、継続ケースとは、既に生活保護を受給している者をいう。

(専門員)

第4条 専門員の配置は、各社会援護課（中央保健福祉センター、若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課及び社会援護第二課）につき1名とする。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は、被保護者等のうち、原則として58歳以上の者、その他各種年金等の受給の可能性が高い者とする。

(専門員の業務)

第6条 専門員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 年金等受給資格調査
- (2) 年金等に関する手続きの援助
- (3) 年金等に関することの相談
- (4) 年金制度等に関する情報提供
- (5) その他、勤務先の所属長において必要と認めるもの

(実施方法)

第7条 専門員は、被保護者等に係る第6条に定める業務を行うときは、新規ケース、継続ケースの順とする。

(個人情報保護)

第8条 専門員は、支援にあたり、支援対象者及びその関係者のプライバシー保護や、個人情報の適正な取扱いに留意するものとする。

(支援状況の確認)

第9条 専門員は、支援を行うたびに、その支援内容を所定の様式に記録し、管理する。
2 地区担当員等と専門員は常に情報を共有し、連携して必要な指導及び助言を行う。

(支援状況の報告)

第10条 専門員は、支援状況の集計を作成し、翌月10日までに社会援護課長（中央保健福祉センター、若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課長及び社会援護第二課長）まで報告するとともに、翌月15日までに不正受給対策室長に報告する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。